

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 定義

本計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定に基づく事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力発電所の外における放射性物質の運搬の場合にあって、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(4) 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町であり、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町をいう。

(7) 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は原子力災害医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

(10) 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社等

(11) 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

(12) 防災関係機関

県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力その他防災機関をいう。

(13) 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

(14) 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

(15) オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

(16) 情報収集事態

薩摩川内市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。

(17) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

(20) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

ア 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

イ 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(21) 要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

(22) 国事故現地警戒本部

警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

(23) 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

(24) 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

(25) 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

(26) 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

(27) 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等をいい、国現地本部を構成する。

(28) 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

(29) 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより人の生命

又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

(30) 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所からおおむね 30 km の圏内及び飯島の全域の区域をいう。

(31) 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

1 鹿児島県の原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、鹿児島県の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するこがないように、緊密に連携を図り作成したものである。

防災関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 鹿児島県地域防災計画における他の災害対策との関係

本計画は、「鹿児島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本計画に定めのない事項については、「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編及び火山災害対策編）」によるものとする。

3 薩摩川内市及び関係周辺市町地域防災計画との関係

薩摩川内市及び関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、本計画を基本とするものとし、鹿児島県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、鹿児島県の体制又は組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第4節 計画の周知徹底

県は、本計画について、防災関係機関に対し、本計画の周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各防災関係機関においては、本計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」）の範囲については、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5kmとする。（別表1-1及び別図1のとおり）

別表1-1 PAZ

薩摩川内市	水引地区、滄浪地区、寄田地区、峰山地区
-------	---------------------

2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5～30kmの範囲内とする。（別表1-2及び別図1のとおり）

別表1-2 UPZ

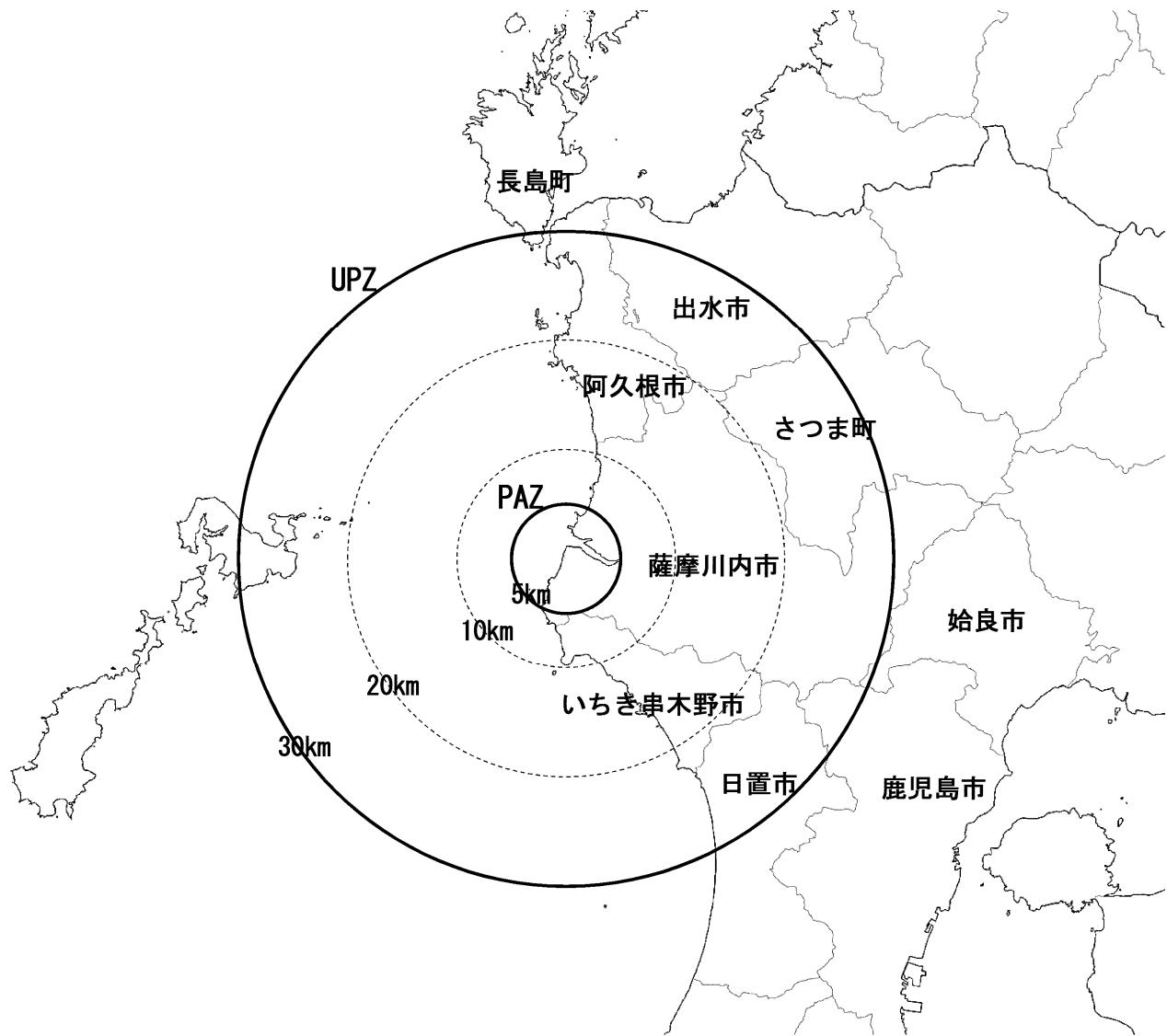
薩摩川内市	亀山地区、可愛地区、育英地区、川内地区、平佐西地区、平佐東地区、隈之城地区、永利地区、八幡地区、高来地区、城上地区、陽成地区、吉川地区、湯田地区、西方地区、藤本地区、野下地区、市比野地区、樋脇地区、倉野地区、副田地区、清色地区、朝陽地区、大馬越地区、八重地区、斧渕地区、南瀬地区、山田地区、鳥丸地区、藤川地区、上手地区、大村地区、轟地区、藪牟田地区、里地区、上甑地区の一部（中野、上甑町江石）
いちき串木野市	全 域
阿久根市	全 域
鹿児島市	郡山町、郡山岳町、西俣町、花尾町、有屋田町の各一部
出水市	(出水) 定之段、君名川、宇都野々、小原上、小原下 (西出水) 小木場、平岩、丸塚、栗毛野、江川野、清水、上中、下中、上屋、野添、政所、花立東、花立西、上大野原、下大野原、西大野原、東大野原、鶴見、上屋団地

出 水 市	(莊)
	莊上, 莊下, 荒崎
	(高尾野) 上の原, 上り立, 太鼓橋, 千間山, 松ヶ野, 大久保, 御岳, 野平, 浦, 昭興, 本町, 大野原, 鶴寿会たかおの, 東町, 町, 中里, 麓, 麓団地, 萩の尾, 大和, 柴引, 柴引団地, 野添上, 野添下, 砂原, 中屋敷, 本城, 内野々下, 内野々上, 石坂, 表上, 下高尾野上, 下高尾野下, 唐笠木, 昭和, 鶴里, 松ノ元, 上水流, ウッドタウン, 星原, 西水流
	(江内) 旧番所, 荒崎, 冷筋, 上冷筋, 段, 南方, 木牟礼, 木串, 連尺野, 小島, 西下り松, 東下り松, 浦窪, 上浦窪
日 置 市	(野田) 尾毛無, 上特手, 越地, 川平, 久木野, 大久, 大丸, 受口, 下持手, 涼松, 籠土山, 青木原, 野角, 天神, 大日, 地藏, 仮屋, 加治屋町, 別府, 町, 春町, 西通, 仲町, 岩元, 本町, 八幡, 上田多園, 田多園, 瀬戸, 中郡, 屋地, 旭, 上餅井, 下餅井, 女子高白梅寮, 野田の郷
	(東市来町養母) 高山, 鉢之原, 立和名, 萩, 北山, 上床, 田代, 梅木, 元養母
	(東市来町長里) 下養母, 麓上, 麓下, 古市, 城之町上, 城之町, 杉之迫, 坂之上下
	(東市来町湯田) 大平, 皆田東, 皆田西, 丸牧, 上野東, 上野西, 向湯田, 駅前, 中央, 元湯, 田之湯, 堀内
	(東市来町伊作田) 上伊作田, 元伊作田, 中伊作田, 柿之迫, 江口, 川北, 平迫比良, 赤崎, 鉢口, 永山
	(東市来町神之川) 神之川
	(東市来町南神之川) 南神之川
	(東市来町美山) 美山の一部
	(東市来町寺脇) 牧之角
	(東市来町宮田) 美山の一部
(伊集院町下谷口)	(伊集院町下谷口)
	荒瀬の一部

日置市	(伊集院町大田) 大田上, 大田中, 大田下, 久木野々, 城山の一部
	(伊集院町徳重) 城山の一部, 荒瀬の一部, 小城, 瀬戸内の一部, 徳重東の一部
	(伊集院町猪鹿倉) 徳重東の一部
	(伊集院町郡) 瀬戸内の一部, 徳重東の一部, 郡上, 郡内, 宮脇, 中福良, 平古, 郡下, 立野
	(伊集院町上神殿) 上神殿, 中神殿
	(伊集院町下神殿) 下神殿1区, 下神殿2区, 下神殿3区, 下神殿4区
	(伊集院町桑畠) 桑畠
	(伊集院町野田) 野田
	(伊集院町寺脇) 寺脇
	(伊集院町妙円寺) 妙円寺1区, 妙円寺2区, 妙円寺3区, 妙円寺5区, 妙円寺6区, 妙円寺7区, 妙円寺8区, 妙円寺9区
	(伊集院町郡一丁目) 郡下の一部
	(伊集院町郡二丁目) 徳重東の一部, 郡下の一部
	(日吉町神之川) 二潟
	(日吉町山田) 山田, 日新
	(日吉町日置) 毘沙門, 草原
姶良市	(蒲生町白男) 松生

きつま町	(宮之城屋地) 城之口, 五日町, 町頭, 上仲町, 天神, 屋地馬場, 八幡馬場, 愛宕, 東谷, 川原町, 中央, ウッドタウン, 観月台, ホープタウン, 宮之城病院, むつみ寮, ふくし園
	(虎居) 虎居町, 東町, 西町, 轟原, 虎居馬場, 西手東, 西手西, 上向, 上向中, 虎居大角, 甫立, 海老川, 日当瀬, 一つ木, 下川口, 紫雲寮
	(時吉) 時吉新地, 時吉中城
	(船木) 船木東, 船木西, 船木下, 旭, マモリエ
	(柊野) 柊野上向江, 柊野中間下
	(平川) 下平川, 上平川, 大薄下, 大薄上
	(湯田) 湯之元, 湯田中, 湯田上, 湯田下, ほのぼの苑
	(佐志) 木渢, 前目, さくら, 上寺下, 豆漬, 布田, あながわ, 田原
	(山崎) 山崎上, 山崎中, 山崎町, 草田, 古野, 荒瀬
	(久富木) 北原, 大長, 角郷, 久富木町, 大畠町
	(二渡) 二渡町, 二渡, 須杭, 折小野
	(白男川) 浅井野, 白男川
	(泊野) 泊野高峰, きらら
	(神子) 柳野
	(柏原) 上川口, 市場, 諏訪下, 小路下手, 大願寺, 下京塚原, 京塚原, 種子田
	(紫尾) 紫尾下, 紫尾中, 紫尾上, 鶴宮園
	(山門野) 田尻, 火ノ浦
	(下山門野) 汐見, 濁, 広野
長島町	

別図1 PAZ及びUPZ



第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

(九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level, 以下「E A L」という。）については、巻末の資料「川内原子力発電所におけるE A Lについて」参照)

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level, 以下「O I L」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、消防機関、県警察、県教育委員会、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編及び津波災害対策編の第1部第2章並びに火山災害対策編の第1部第1章）ほか、次のとおりとする。

1 鹿児島県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。 (7) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。 (8) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (9) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。 (12) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (14) 住民等の避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。 (15) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。 (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関すること。 (17) 被ばく医療措置に関すること。 (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。 (19) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。 (20) 原子力災害対策に係る市町村への指示、指導及び助言に関すること。 (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (22) 風評被害等の影響の軽減に関すること。 (23) 住民相談窓口の設置に関すること。 (24) 健康相談窓口の設置に関すること。 (25) 受入市町村への要請等及び情報提供に関すること。 (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。 (27) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (28) 薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町との調整に関すること。

2 薩摩川内市、関係周辺市町

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。
(5) 放射線防護資機材の整備に関すること。
(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
(9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
(12) 住民等の避難のための立ち退きの指示等及び立入制限、警戒区域の設定に関するこ と。
(13) 避難所の開設及び運営に関すること。
(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
(15) 被ばく医療措置への協力に関すること。
(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(17) 環境汚染への対処に関すること。
(18) 各種制限措置の解除に関すること。
(19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
(20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
(21) 住民相談窓口の設置に関すること。
(22) 健康相談窓口の設置に関すること。
(23) 避難計画の作成に関すること。
(24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関するこ と。
(25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

3 受入市町村

事務又は業務	
(1)	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2)	防災業務関係者に対する教育に関すること。
(3)	原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4)	災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(5)	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(6)	緊急時モニタリングへの協力に関すること。
(7)	薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。
(8)	避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。
(9)	避難誘導への協力に関すること。
(10)	飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
(11)	被ばく医療措置への協力に関すること。
(12)	環境汚染への対処に関すること。
(13)	損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。
(14)	風評被害等の影響の軽減に関すること。
(15)	災害時における所管道路の通行確保に関すること。

4 消防機関

機関名	事務又は業務
鹿児島市消防局	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
〃 消防団	(2) 住民等の避難等の誘導に関すること。
阿久根地区消防組合	(3) 傷病者の救急搬送に関すること。
阿久根市消防団	(4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。
長島町消防団	(5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。
出水市消防本部	(6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
〃 消防団	
薩摩川内市消防局	
〃 消防団	
日置市消防本部	
〃 消防団	
いちき串木野市消防本部	
〃 消防団	
さつま町消防本部	
〃 消防団	
姶良市消防本部	
〃 消防団	

5 鹿児島県警察

事務又は業務
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(2) 住民等の避難等の誘導に関すること。
(3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。
(4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。
(5) 緊急輸送に関すること。
(6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。
(7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

6 鹿児島県教育委員会

事務又は業務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。
(2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。
(3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。
(4) 市町村立学校及び県立学校等への災害情報の伝達に関すること。
(5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。
(6) 市町村立学校及び県立学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

7 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
九 州 管 区 警 察 局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九 州 財 務 局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (3) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九 州 農 政 局	(1) 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九 州 森 林 管 理 局	(1) 災害時における国有林野、国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること。
九 州 運 輸 局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大 阪 航 空 局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
九 州 地 方 測 量 部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿 児 島 労 働 局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 労働災害防止についての監督、指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督、指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。 (7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九 州 地 方 整 備 局	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 災害時における川内川の管理に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (4) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九 州 地 方 環 境 事 務 所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整。 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整。

8 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸 上 自 衛 隊	(1) 災害時における応急救援に関すること。
西 部 方 面 総 監 部	(2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。
海 上 自 衛 隊	(3) 被害状況の把握に関すること。
佐 世 保 地 方 総 監 部	(4) 避難の救助に関すること。
海 上 自 衛 隊	(5) 行方不明者の捜索・救助に関すること。
第 1 航 空 群 司 令 部	(6) 消防活動に関すること。
航 空 自 衛 隊	(7) 救護に関すること。
西 部 航 空 方 面 隊 司 令 部	(8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。
	(9) 避難退域時検査及び簡易除染に関すること。
	(10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
	(11) その他（生活支援等）。

9 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本高速道路株式会社 (鹿児島高速道路事務所)	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関すること。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取り扱いに関すること。
九州旅客鉄道株式会社	(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	(2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 仮設回線の設置に関すること。
KDDI 株式会社	(3) 災害時優先電話に関すること。
株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
日本郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会 (鹿児島放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日 本 銀 行 (鹿児島支店)	<p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</p> <p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ア 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	<p>(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。</p> <p>(2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。</p>
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	<p>(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。</p> <p>(2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。</p> <p>(4) 緊急時被ばく医療に関する事。利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関する事。</p>

10 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
株式会社南日本放送 株 式 会 社	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
株式会社鹿児島放送 株 式 会 社	
エフエム鹿児島 株 式 会 社	
鹿児島讀賣テレビ	
公 益 社 団 法 人 鹿児島県医師会	(1) 災害時における医療救護に関すること。
公 益 社 団 法 人 鹿児島県歯科医師会	
公 益 社 団 法 人 鹿児島県看護協会	
公 益 社 団 法 人 鹿児島県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
公 益 社 団 法 人 鹿児島県トラック協会	(1) 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
公 益 社 団 法 人 鹿児島県バス協会	

11 公共的団体等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
学 校 法 人	(1) 園児、児童及び生徒等に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒等の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること。 (4) 被災した園児、児童及び生徒等の把握及び心のケア等に関すること。 (5) 避難計画の作成に関すること。
その他の公共的団体	
社会福祉施設経営者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
その他の団体	(2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 災害時における入所者等の安全対策に関すること。 (4) 避難計画の作成に関すること。
漁業協同組合	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
農業協同組合	(2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。
森 林 組 合	(3) 農林畜水産物の出荷制限に関すること。
その他の団体	

12 九州電力

事務又は業務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。
(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。
(3) 原子力発電所の災害予防に関すること。
(4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。
(5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。
(6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。
(7) 原子力発電所内に一時滞在する見学者等の避難に関すること。
(8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。
(9) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。
(10) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。
(11) 原子力防災資機材の整備に関すること。
(12) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
(14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(15) 相談窓口の設置に関すること。
(16) 県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。
(17) 環境汚染への対処に関すること。
(18) 災害復旧に関すること。

第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合等において、県民の安全を確保するため、原子力防災上必要と認められる場合は、本計画に基づき対応を行うものとする。